

財務省告示第四百七十三号

省令第三十号（第六号第一項の規定に基づき、平

成十七年十二月二十日に発行する利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百

七十四号）

二 発行の根拠 平成十七年度における財政運営

の法律及びその のための公債の発行の特例等に

の法律及びそ 関する法律（平成十七年法律第

の法律及びそ 十号）第二十条第一項及び国債

の法律及びそ 整理基金特別会計法（明治三十

の法律及びそ 九年法律第六号）第五条第一項

の法律及びそ 社債等の振替に関する法律（平

の法律及びそ 成十三年法律第七十五号。以下

の法律及びそ 振替法」という。の規定の適

の法律及びそ 用を受けるものとし、その振替

の法律及びそ 機関は日本銀行とする。

の法律及びそ 日本郵政公社による国債の募集

の法律及びそ の取扱い及び取得による発行

の法律及びそ 額面金額で二百五十億円

の法律及びそ うち、平成十七年度における財

の法律及びそ 政運営のための公債の発行の特

の法律及びそ 例等に関する法律第二十条第一項

の法律及びそ の規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 九億七千三百五十万円、国債整

の法律及びそ 理基金特別会計法第五条第一項

の法律及びそ の規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

の法律及びそ 債に規定に基づき発行する利付国

十 七	十 六	十 五	十 四		十 三		十 二	十 一		十 九		八	七	六	
募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	償 還 期 限	後 の 利 子	第 二 期 以	利 率	初 期 利 子	募 集 の 価 格	発 行 日	振 替 単 位	額 最 低 額 面 金	額 最 低 額 面 金	払 込 金 額	
平成十七年十二月十四日まで	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十七年十二月二十日	平利子を払う。	いて、その日以前六月間に属す	毎年六月二十日及び十二月二十日	年一・五パーセント	平成十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十四号において規定する期日について同じ。	平成十七年十二月二十日	額面金額百円につき百円三十八	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	振替法の規定による振替口座簿	五万円	二百五十億九千五百万円	十億二千六百五十万円

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 払込期日 平成十七年十二月二十日